

2003年8月4日

消費者団体 各位

テレビゲームソフトウェア流通協会（ARTS）

広報担当理事 赤田和博

## 「知る権利」を制約する著作権強化に消費者の声を

私はテレビゲームの販売店団体であるテレビゲームソフトウェア流通協会（略称ARTS）の広報担当理事を務めております。当協会は2002年4月に中古販売を合法とする最高裁判決が出た中古ゲームソフト裁判で販売店側を支援いたしました。我々の営むゲームリサイクル業はユーザーの自由な財産処分権に依拠するためユーザーに支援を求め、ともに4年間裁判を戦いました。

7月8日政府の、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定され発表されました。同計画では、特許審査、知財裁判の迅速化など、異論の少ない計画とともに「コンテンツビジネスの飛躍的拡大（第4章）」と称して、世界に類を見ない情報流通規制につながる著作権の強化が企図されています。

本来民主主義は「表現の自由」と「知る権利」、「情報流通の自由」が最大限保障されることによって実現される為、著作権は情報流通を制約しすぎないように必要最小限に抑制されるべきものであります。また不況下で産業活性化のために各種の規制緩和が求められています。しかるに著作物だけが保護と流通規制を強化して産業の硬直化をはかり、消費者の著作物利用に制限を強めることが企図されています。著作物利用の減少は、文化の土壌を疲弊させ情報産業の停滞を招くことにもつながります。

具体的には次の3点ではありますが、次のような問題点があり、過大な著作権強化につながると当職は考えています。

### 1. 書籍に関する貸与権 （第4章、2、（1）、ア）

（著作権法では書籍だけが貸与権からはずされている為、貸与権を付与し特にコミックレンタルを規制しようというものです。）

コミックレンタル店は非常に少なく、レンタルによる被害自体検討されていないようです。このような予防的権利付与は新しい産業の芽をつぶします。

書籍業界は35%程度の返品率という極めて非効率な流通構造を持ち、デフレ下でも平均価格は下がらず、利用者の本離れは進んでいます。この悪循環を断ち切るには、返品制を取りやめ、流通の各段階での自由な価格設定を認めることで、価格を引き下げることが必要になります。著作権強化ではなく、価格の引き下げで、レンタルコミックへの抑止とすることが市場経済のとるべき方策であります。

WIPO著作権条約における商業的貸与権は、コピー問題が発生しやすいプログラム、レコード、ビデオに限られています。コピー問題の少ない書籍にまで貸与権を付与することは国際標準と均衡を欠く可能性があります。むしろ推進計画とは逆に、コピープロテクトが施されたテレビゲームソフトやコピーコントロールCDは貸与権から除外し、レンタル利用の拡大をはかるべきと考えます。

## 2. レコード輸入権 (第4章、2、(1)、エ)

(輸入を許諾する権利を著作権者に与え、アジアからの邦楽真正品の逆輸入盤を規制しようというのですが、外国権利者との均衡を欠く為、洋楽の並行輸入品も規制対象になると思われます。)

音楽用CDに再販制度による価格維持が認められているのは日本だけであり、日本の消費者は著しく高額な音楽用CD(2,200～3,000円)を買わされています。輸入盤CDと比較した国内盤の高さは、音楽ファンには衆知の事実です。日本の消費者は、国内盤の高価格に対抗して、洋楽は並行輸入品を1,800円程度で外資系大手レコード店などで購入し、邦楽はスーパーなどでアジアからの逆輸入盤を2,000円程度で購入することで対抗していますが、輸入権の創設はこれら廉価な輸入盤を国内市場から排除し消費者に高額な支出を強いるものです。96年のWIPO著作権条約では、輸入権は否決されていて、国際標準にも反します。特に先進国の輸入権創設は途上国に対し自国の市場を閉鎖すものであり、南北の富みの格差を拡大する効果をもたらし、問題が多いといわれています。

## 3. ゲームソフト等の中古品流通の在り方 (第4章、2、(1)、カ)

(最高裁判決後1年のため、表現は穏やかですが法律的には中古売買に対し報酬請求権を付与しようという動きです。)

国際的な標準はファーストセールドクトリン(一度適法に譲渡された著作物の再譲渡には著作者の権利が及ばない)であり、再譲渡にまで著作権を及ぼすと自由な情報流通の妨げになります。

日本の「映画の著作物の頒布(譲渡)権」にはファーストセールドクトリンの明記がなかった為に、ゲームを「映画の著作物」として、中古売買にも著作者の権利が及ぶと言うのが中古ゲームソフト裁判のメーカーの主張でありましたが、4年間に及ぶ討議の末、最高裁は自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈として、ファーストセールドクトリンによる中古販売合法の判決を出しました。また判決では、著作権者は最初の販売で代金を取得できるから、再譲渡の時には「二重に利得」を得る必要はない、と中古販売への報酬請求を明確に否定しています。裁判に負けたから法改正で、というのは傲慢であり、司法の愚弄であります。(注2、3)

当協会(ARTS)では、「ゲームソフトの中古流通の在り方」についてはすでに4年間の裁判で「二重利得」の否定を含め、中古販売合法で決着済みであり再検討の余地はない旨、知的財産戦略本部に反対意見を表明しています。「書籍の貸与権」、「レコード輸入権」も過大な著作権強化により情報流通を制限しようとする点では同根であり、この方向が進むと中古販売規制につながりかねない為、当職といたしましては、関係する小売業界には可能な限りの働きかけを行う所存であります。また元千葉大学教授の本間忠良氏は知的財産戦略本部での著作権の保護強化に、強く警鐘を鳴らしています。(注4)

危惧いたしますところは著作物利用の主体たる消費者及び消費者団体がこのたびの検討に登場しないまま、著作物の保護強化と消費者の知る権利の制限が行われようとしている点にあります。

一縷の望みは、本件推進計画には「消費者利益等の観点を含めて総合的に検討を行い」と記述され、今後専門委員会で討議すると書かれていることです。メーカーの目先の利益保護の為に、消費者の「知る権利」を保障する情報流通の自由が危機に瀕しています。消費者の利益代表たる貴団体が知的財産戦略本部の動向を注視し、異常な著作権保護強化に対し、著作物利用者として法改正論議の舞台に登場されることを切に要望いたします。具体的には知的財産戦略本部への意見表明や、地域・職域選出の議員への手紙などが有効かと思えます。誠に僭越ではありますが、他に取るべき方策も見当たらず、ご検討をお願いする次第であります。

注1 首相官邸 知的財産戦略本部の発表した「**知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画**」はこちらです。特に第4章、2、(1)、 に注目してください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai5/05siryou1.pdf>

注2 中古ゲームソフト裁判の**最高裁判決**はARTSホームページに掲載しています。

<http://www.arts.or.jp/docs/020425osaka.pdf>

注3 中古裁判の全体的な経緯については 私が「**デジタル幻想**」と**中古ゲームソフト裁判**」と題して整理しております。

[http://www.arts.or.jp/docs/akada030801\\_.pdf](http://www.arts.or.jp/docs/akada030801_.pdf)

注4 元千葉大学教授の本間忠良氏は「ネット音楽とアナルコキャピタリズム」中の「6. 反革命の波」で知的財産戦略本部の著作権強化に反対しています。

<http://tadhomma.infoseek.livedoor.com/AnarchoMusic.htm> - 6 . 反革命の波